

平成30年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

〈予算〉

- 1 平成30年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成30年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成30年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成30年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 職員の自己啓発等休業に関する条例
- 2 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 八広地域プラザの指定管理者の指定について
- 2 すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について
- 3 両国屋内プールの指定管理者の指定について
- 4 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
- 5 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について
- 6 墨田区総合運動場の指定管理者の指定について
- 7 中川児童館の指定管理者の指定について
- 8 墨田区水神保育園の指定管理者の指定について
- 9 すみだ産業会館の指定管理者の指定について

平成30年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 職員の自己啓発等休業に関する条例

(1) 制定理由

職員の大学等における修学等を支援し、もって多様化する区民ニーズに対応することができる職員を育成するため、自己啓発等休業の制度を導入することに伴い、職員の自己啓発等休業について定める。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

2 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

利用者の利便性の向上を図るため、八広地域プラザ大会議室の利用区分及び利用料金を改めるほか、施設の管理上の理由から、同プラザ外部コミュニティゾーンの利用時間を短縮する。

(2) 施行期日

平成31年4月1日

3 墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

所得税法の一部改正（29.3.31公布、30.1.1一部施行）により、「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日（平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。）

4 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

所得税法の一部改正（29.3.31公布、30.1.1一部施行）により、「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日（平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用する。）

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に自己啓発等休業中の職員を加える。

(2) 施行期日

平成31年4月1日

6 墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

所得税法の一部改正(29.3.31公布、30.1.1一部施行)により、「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日(平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用する。)

7 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

施設の老朽化等により墨田福祉作業所を廃止する。

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

<その他>

1 八広地域プラザの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 八広地域プラザ

(2) 指定管理者 一般社団法人 吾嬬の里

(3) 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

2 すみだ生涯学習センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 すみだ生涯学習センター

(2) 指定管理者 JNすみだ共同事業体

(3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

- 3 両国屋内プールの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国屋内プールの指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 両国屋内プール
 - (2) 指定管理者 コナミスポーツ・セントラルエンジニアリンググループ
 - (3) 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 スポーツプラザ梅若
 - (2) 指定管理者 コナミスポーツ・セントラルエンジニアリンググループ
 - (3) 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 5 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだスポーツ健康センターの指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 すみだスポーツ健康センター
 - (2) 指定管理者 住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体
 - (3) 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 6 墨田区総合運動場の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区総合運動場の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 墨田区総合運動場
 - (2) 指定管理者 すみだF Tパートナーズ
 - (3) 指 定 期 間 平成31年12月1日から平成36年3月31日まで
- 7 中川児童館の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、中川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 中川児童館
 - (2) 指定管理者 社会福祉法人 厚生館
 - (3) 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

- 8 墨田区水神保育園の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区水神保育園の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 墨田区水神保育園
 - (2) 指定管理者 社会福祉法人 宝樹会
 - (3) 指 定 期 間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで
- 9 すみだ産業会館の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ産業会館の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1) 施設の名称 すみだ産業会館
 - (2) 指定管理者 株式会社丸井
 - (3) 指 定 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで